

令和6年度 第1回徳島県男女共同参画会議 議事概要

1. 日 時 令和6年8月19日（月）午後1時30分から午後3時まで
2. 場 所 徳島県庁 10階大会議室
3. 出席委員の氏名
 - 阿部 頼孝 徳島文理大学名誉教授
 - 大村 久美子 阿波市社会福祉協議会事務局長
 - 齋藤 敦 徳島県労働組合総連合幹事
 - 斎藤 誠一郎 徳島県医師会常任理事
 - 佐野 崇之 公募委員
 - 佐原 玉恵 徳島県助産師会理事
 - 齒朶山 加代 部落解放同盟徳島県連合会執行委員長
 - 正治 真紀 公募委員
 - 坪内 奈津子 徳島県女性協議会会長
 - 中川 まな美 弁護士
 - 坂東 良美 徳島大学AWAサポートセンター長
 - 藤田 育美 徳島県婦人団体連合会会長
 - 三木 裕子 日本労働組合総連合会徳島県連合会女性委員会事務局長

<会議次第>

- 1 開 会
 - 生活環境部副部長あいさつ
- 2 議 事
 - (1) 会長・副会長の選任について
 - (2) 「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」の推進状況等について
 - (3) その他
- 3 閉 会

<資料>

- 資料1 徳島県男女共同参画会議運営要領
- 資料2 徳島県男女共同参画推進条例（抜粋）
- 資料3 令和5年度男女共同参画施策推進状況
- 資料4 「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」成果目標推進状況
- 資料5 令和6年度男女共同参画施策の概要

<議事概要>

1 議事（1）会長・副会長の選任について

委員の互選により、会長に阿部委員、副会長に坂東委員を選任した。

2 議事（2）「徳島県男女共同参画基本計画（第5次）」の推進状況等について

事務局（男女参画・人権課）から説明。

[質疑応答・意見交換]

（会長）

ただいま事務局からご説明をいただきました。議事説明の内容にかかわらず、今後の施策の方向性等についての委員の皆様からのご質問やご意見、ご提言でも結構です。何かございませんでしょうか。

（委員）

1つは、先ほどデートDVの2,000人くらいですか、受講者がおられるということで、私は阿南市でパープルシードの会ということで、男性がいかにかDVに関わっていないかというようなそういうサークルを作ってまして、その中で特にデートDV、阿南市内の小学校・中学校・高校全域を回りたいということで回っておられます。まだ100パーセントには達してませんが、そういう数字がこういう2,200ですかね、その中にどの程度割合として入っているのか知りたいなと思ひまして質問をさせていただきました。

併せていろんな取り組みがされてるんですけど、私が最近経験したことなんですが、私の知り合いの人で、これは多分いわば、経済的なDVになろうかと思ひます。夫が収入がなくて、妻だけが働いています。その働くのも障がい児を2人抱えてるので、いわゆる正規の職員としては勤められないっていう、で、生活がやっていけないということで、離婚をいたしました。離婚をするにあたって今度住居を変えなければなりません。そうすると、県営住宅だとか公立の住宅については、母子家庭への優先入居があるんですが、逆に民間ではハードルがすごく高いんですね。払ってもらえなくなるかもしれないということで、で、なかなか入居が決まらなかったということがあります。決める場合にも保証人が必要になって参ります。そうすると、私、阿南市でもこの審議会に入っていますので、そこでも提案をさせていただいたんですが、DVを経験される女性に対して、様々な民間のサポートも県としてのサポートもされてるんですが、だけど、そうやって離婚がある程度成立して独り立ちをするといったときの施策が残念ながら整っていないなということを感じました。そういった意味で、今日の計画の中に入っていないかと思ひますけれど、そういう援助といいますかね、支援政策というものもこれから必要になるのではないかなということも今とても痛感をしていますので、提案できればと思ひて発言させていただきました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの、委員さんからのご発言に対して事務局からお願いします。

(事務局)

デートDVに関してご質問いただきましたので、それに関しましてまずはお答えをさせていただきますけれども、平成19年度からデートDV防止セミナーを開始しておりまして、県内中学生、それから高校生、大学生などを対象に出前講座を実施しております。令和5年度は31回ということで、中学校17回、高校・大学10回、看護学校4回、2,242名の方に対しましてセミナーを実施しており、前年度末に全県下の学校に募集をかけまして、その中で希望のあったところに出向くということで、先ほど申しましたように31回実施しておりますが、阿南市の学校では、令和5年度は4校で328名が受講していただいている状況です。令和4年度も4校から応募がありまして、178名がセミナーを受講していただいているという状況でございます。

(会長)

では、事務局からお願いします。

(事務局)

続きまして、DV被害者の方の公営住宅の優先入居ということでございますけれども、制度としてですね、DV被害を受けている方を公営住宅に優先的に入居する制度がございます。その手続きがありまして、その手続きを踏んで証明書のようなものを出して、その結果として入居があるわけですが、それについては障がいのある人とか高齢者とかいろいろ他にも優先入居の制度がありまして、その中で運用させているというかたちになっております。

(委員)

民間に入るときにすごくハードルが高くて、なかなかできないという話。だから、そこへの支援はないのかという。

(事務局)

大変失礼いたしました。民間についてはそういう制度がないので、それは今後の検討になるかと思えます。

(会長)

それでは、次の委員さんお願いします。

(委員)

何回かこの会議で申し上げたんですけども、いろんなここに書かれていることはよくできていると思うんですけども、もっと問題は、うちの会社でもあったんですけどもね、65歳以上を過ぎた男性がDVっていうのがどういうものかっていうのを理解してないんです。そういう人に対してどうしたらいいかと。自分は今までみたいに簡単に何でも言うんですよ。だけど、受ける側はそうではない。受ける方でもこれ言うたら会社中でもいかなのでないかなと思って、言う方は理解してない。受ける方は言うたらいかなのでないかと。こういうことに事業主としてもどうしたらいいかという問題が1つ。こういう中では良くできてるんですよ。高校生とかね、そういうところとか、そういう教育とかDVに対して関心のある人はここに出てるんです。関心のない、全くない、知らない、何をしてもいいと、今までだったら何を言ってもいいと、それを言ったらDVになると感じてない。西部の消防士の人が飲み屋で胸を触ったという事件がありましたけどね、この人も理解しないんですよ。今までだったら何をしてもいいと思っているから。DVとかに関心のない人にどうしていったらいいかというのが1つあります。

それともう一つ、私がずっと申し上げてきたんですけども、団体ね、一般社団法人とか、特に私プロパンガスをやっておりますから、その協会なんかは女性の理事はなんぼ手を上げてても絶対にしない。私が会長にも言うたんですが、今の時代は、LPガスは大事な災害に対しても大事なことやから女性の経営者をぜひ入れてほしいと。ここでもどういう指導ができるかとかこういうことを申し上げたんですけども、そういうことについては全然述べられない。どういう指導をしていたのかをご確認していただきたいと思いますね。大事なこと、LPガスが災害に強いということ、使ってるのは女性。女性の意見が反映されないっていう協会は問題なんですよ。私何べんも何べんも申し上げたんですよここで。何の指導もされてないような感じがするんですよ。県のOBが行ってるんです。だから、今日寄って言うてこようと思うんです。どういう指導をしていただいたのかと。それ大事なことと思うんですね。今、災害とかそんなのがありますので。だから、これについてはよくできてるんです。何パーセント何パーセント。これに関係ない人にはどうなるのかということをちょっと意見として申し上げたいと思います。

(会長)

ただいまの委員さんからのご発言に対して何かあればお願いします。

(事務局)

この男女共同参画の取組で、普及啓発が非常に大事だということです。確かに我々も普及啓発するにあたっては、やはり関心ある人たちは当然来てくれて、そういう人たちには伝えることはできるんですけども、関心のない人に対してどうやって伝えていくかというのは、非常に大きな課題だというふうに考えております。この週末も「誰もが輝くフェスティバル」という一般の方向けの男女共同参画のイベントを行ったりするわけなんですけれども、チラシを入れてありますが、県民

の方にも意識を高めていただくということが必要でございます。特にDVのようなことについてですね、どうやって関心のない人に伝えていくかって、これもこれからいろいろ研究していくとか、考えていかなければならない大事なことだなというふうに考えます。

それから、もう一つ言っていました業界ごとの男女の比率のようなものについてですね、我々がどのようなことができるかということについてもですね、これも考えさせていただいて、何ができるかまた研究させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(委員)

今、委員もおっしゃられたんですが、一時DVが法律の中でいけないことだと示されました。そのときには、勢い企業もDVに関する研修、特に大手の会社なんかはされました。ところが、そういうところから20年くらい経ったら、あまりDVの研修がされてないように思うんです。というのは、パワハラだなんだということが一般的に違うハラスメントが起きてきて、ちょっとやっぱり低迷してる。で、併せて今、事務局から男女の比率だとかをおっしゃっていただいたんですが、その男女比率の問題もLGBTQの問題で、男女の比率は出さないだとか、男女別にしないんだとかいう傾向も出てきて、そういう大きな流れの中で女性差別だとか女性に対するDVだとかということがすごく低迷してきたように思うんです。そのためには、決して問題がなくなっているわけではないので、それを巻き返していくような啓発というものが必要ではないのかなと思いました。先ほど阿南のデートDVのこともお伺いしましたけれど、最初は学校はしてくれませんでした。かなり何回も何回も働きかけ、阿南の男女審議会のなかでもテーマにして、そういう問題にしていって、やっと年間4校ずつくらい増えていってるっていう状況なんです。だからもっとやっぱり、県としても大々的に宣伝をして、そういう取組をして当然だっていうようなそういう雰囲気を作っていくような必要があるのではないかなということを感じます。以上です。

(事務局)

男女共同参画の取組についてですね、啓発っていうのが、確かに一時期ずっと盛んになってですね、今はある程度落ち着いてきたというような雰囲気が確かにあるような気がします。我々は当然、この目標、計画にも作ってありますように当然目標は高く設定しております、それに向けていろいろ取り組んでいきたいと思っております。困難女性の計画を作った時ですね、周知啓発というのが非常に重要だということで、一章を設けさせていただいて作ったということもありますので、これから啓発に力を入れていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

(会長)

それでは、それ以外の委員の方で、ご発言のある方挙手をお願いしたいと思います。

(委員)

私の方からは、3点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

まず1点目がですね、こちらの男女共同参画基本計画第5次の中にもある女性の職業生活における活躍という部分に関して、賃金格差の問題っていうのがやはり大きな問題となっていると思います。そして、やはりDVを受けたり、困難な状態にある女性の方がどうしても離婚に至れない自分の人生を歩むことができないというところで、経済格差というところは非常に大きな問題になります。また、その育休であったり産休であったり、就業してない時期の年金ですとか生涯年収というところで、老後の生活というところにも非常に大きく経済状況が関わってくる部分かと思っています。私もいわゆるグローバル企業という企業で15年ほど働かせていただいて、2007年ですね、その時点で男性の育休だったり、看護休暇・生理休暇・介護休暇などの、そういった労働環境における社内のルール作り仕組み作りというのは、しっかりある会社だったんですけども、結局それを現場の権利を行使する側の雇用側の人間が知らない、且つ、管理者側の人間も知らないということで、どういった仕組みがあってどういう権利があって何を使えばうまく自分のライフワークバランスだったり、ウェルビーイングを高めていけるのかっていうところを個人がまず知ることが大事なので、先ほど他の委員の方もおっしゃられたように、男女共同参画の意味の周知が非常に大事なのではないかなというふうに思います。

資料の令和5年の中にですね、3ページの短時間正社員制度の導入みたいなこともあったんですけども、これもやはり、男性が育休をとるっていうことになると、男性もやはり時短勤務ということが発生してくると思うんです。その時に8時間働くことが正社員で、そこから例えば時短勤務となったときに年収が、収入が変わってきます。そうすると、やはり男女ともに働いて、夫も妻も働かなければいけない環境じゃないと、なかなか子育てができない環境っていうのは非常に厳しい状況だと思うんですけども、そこで、やはり夫の収入に頼って、妻が時短で働いているようなご家庭の方は、やはり収入の目減りというところで子育てがしづらい、第二子第三子を設けようと思ったときにですね、収入の問題っていうのが非常に大きな問題になってくると思うんで、男性育休の推進というところに関しては、男性の時短勤務というのも発生してくるのではないかなというふうに思います。なので、その短時間正社員ではなくて、今8時間働いててどれだけ子育てや家事育児に男性が参加できるのか女性が参加できるのかというところを県だけではなくて、業界全体であったり経済界とか特に中小企業の経営者さんなんかも真剣に考えていただかないと、個人の努力だけではなかなか収入を上げたり、ライフワークバランスを保っていくということが非常に難しい状況ではないのかなと思うので1つ提言させていただきたいと思いました。

2点目なんですけども、困難な問題を抱える女性新法について、この中に女性支援センターが中心となって、市町村が困難な問題を抱える女性のまず窓口になるということが明記されてるかと思うんですけど、私、藍住町在住なんですけど、藍住の議会の傍聴をしましたときに、とある女性議員の方が藍住町の取組はと一般質問されたんですけど、その中で、ただ町としてはまだ基本計画というのは立案されてない、どこの部署が誰が担当者になるのかという組織体制もできてないという

ことだったので、やはりこういう計画だけではなくて、計画の進捗状況、各市町村の進捗状況であったり、どういう人員配置になっているのか、窓口がどこであるのかっていうのが住民の方がはっきりわかるように県としても引き続き市町村の動きを注視していただいて、窓口だけあっても誰も相談に来ないような窓口というのは本当に意味がないのかなというふうに思いますので、そこがきちんと機能しているのかどうかというところをきちんと見ていただきたいなと思います。

長くなりましたが、最後3点目なんですが、やはり困難な問題を抱える女性に関してですね、ぴあサポートとくしまという県からの受託事業で現場で活動させていただいて、現場のお声を聞きますと、皆さんやはり経済的に困窮されている状況がうかがえます。そして、どこに繋がったらいいかわからないというお声を非常によく聞きます。パンフレットであったりポスターであったり、いろんな広報していただいていると思うんですけど、本当に必要な方に届いているのかというと、なかなかそこは難しいところで、我々民間団体であったり、県の事業を受託しているような団体がもっともこの辺りは力を入れていかなければいけないなと思っておりますので、ぜひそのバックアップを県の方にもお願いしたいなと思っております。以上です。ありがとうございました。

(会長)

ただいまの委員さんからのご発言に関して、何か事務局からあればお願いします。

(事務局)

男性育休に関してご提言いただきましてありがとうございます。今現在ですね、国の調査によりますと、令和5年の男性の育児休業の取得の割合、女性も含めての育児休業取得の割合について、女性が84.1パーセント、男性が30.1パーセントというふうなことで、年々増えてきているような状況にはございます。本県では、県の育児休業の取得率っていうのは、国の方では都道府県別に出しておりませんので独自で調査した結果でございますけれども、徳島県で33.7パーセントということで把握しております。令和4年度に作成しました、男性育休に特化した実践事例集配布、それから情報発信、また労働局と連携した企業向けの説明会の開催などを実施しているところです。こちらの方は、子育て中の方に限らず、会社の経営者の方でありますとか、その他の従業員の方の理解というのも重要になってきますので、引き続き県としましても普及啓発しっかりと取り組んで参りたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

(委員)

板野町の事例なんですけど、直接ご本人からお聞きしたんですが、男性育休を取得した際に、夫が育休を取得した際に、その方は第二子を帝王切開で出産されて、第一子は保育園に通ってたんですが、夫が育児休暇を取得したせいと云ったらおかしいんですけど、2週間で上の子を保育園を退園させなければいけないという状況に陥ったという話を聞きました。制度上は男性育休推進と

なっているんですけども、こちらの方は福祉の関係の話になってくるかとは思いますが、男性が育児休暇を取得しなければ、1ヶ月後の退園というふうなルールが決まっているらしいんですけども、男性が育児休暇を取得すると2週間で退園というふうに、制度の歪みみたいなのを感ずるようなお話を聞いたことがありますので、そこも併せて調査したり市町村の仕組みがどのようになっているのかということも注視していただきたいなと思います。ありがとうございます。

(事務局)

困難女性のご関係でございます。困難女性の支援については、県、民間、市町村も連携して取り組むことが非常に重要だというふうに考えております。この計画でもですね、2ページにですね、県、市町村、民間団体、関係機関の役割ということで、市町村の役割を明記させていただいたというのがこの計画の特徴であります。市町村は、どうしてもマンパワーの関係から、また大きさもありますので、十分な支援ができる場所とできないところがあると思うんですけども、我々は、各市町村に対してこの計画も示しながら、市町村の担当課が集まる会もでございますので、そういう場で困難女性について計画を作ったりですとか、それから窓口とか人員体制についてしっかり整備していただくようお願いしていきたいというふうに考えております。それとですね、ぴあサポート事業でございますけれども、困難女性を支援していくに当たって、民間の方のつながりサポート事業のような事業が本当に不可欠でして、大変お世話になっております。ありがとうございます。我々としても、皆さんの取組が、民間団体の取組がしっかりできるようにこれからも支援していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(委員)

ありがとうございます。女性議会のような総合支援センターの方の会議でも発言させていただいたんですけども、そういった内容と重複するんですけども、女性を支援する大きな団体ですとか、NPOさんですとかいうのはあるんですけど、結構若い方たちが草の根的に小さな団体で、その地元に着したような任意団体のような少人数の団体っていうのがどんどん増えてきてて、世代交代の時期を少し感じておりますので、そういった若い方たちがぜひ横の繋がりを持てるようなサポートをぜひ県にもお願いしたいなというふうに思います。以上です。ありがとうございます。

(会長)

それでは、次の委員さんお願いします。

(委員)

私は普段労働組合で専従をしておりますので、先ほど委員がおっしゃった賃金格差とか、そういうことについて触れたいと思っております。まず、全国的に今春闘とか満額回答などと報じられて

おりまして、加重平均というのが一人あたり、単純平均が一組合あたりっていうことになるんですけど、連合徳島の方の最終結果が、加重平均で12,700円台、単純平均で10,700円台、2,000円くらいの開きがありました。一方で、私、普段中小の専従をしておりまして、より小規模組合が多い中小合同労組の数字はどうだったのかというと、単純平均が4,700円台、加重平均が9,500円という4,000円以上の開きがあったというところで、規模間格差があった春闘だったなと私は感じています。その規模間格差の中でも女性の多い職場が低いっていう状況も実際見られておりまして、というところで男女賃金格差というところになってくるんですけども、男性が100とした場合女性は75とかいうふうに最近言われておりますが、徳島はそれを少し上回っているような数字というふうに聞いています。賃金格差でその理由として会社がよく言うのはですね、報酬の高いポジションに就くのは男性が多いですとか、管理職比率もそうですけれども、さっきおっしゃったような休職期間が多いようなことが影響しているというふうに言われています。ですが、同じ業務をしていても賃金格差があるっていうふうに言うような声もたくさんありまして、特に私たちは、そこで交渉に入っていくわけですけども、中途入社が多いような会社については、特にそれが顕著に見られるようで、入社時点で差があるというふうなことをよく聞きます。で、そこをひとつひとつ是正をしていくわけです。法律をいかに職場に定着させるかということが非常に大切になってくると思うんですけども、良いことも悪いことも含めて、具体的にアクションを起こしていくっていうことが大切なんじゃないかなっていうふうに思っています。ですが、一方で実際の数字としてですね、我々中小の中ですけども、第一子出産を機に5割程度の女性が退職を考えるというふうなことも聞いたりとか、課長以上の昇進を希望する女性は1割程度だっというふうに非常に低い数字が出ていて、仕事と家庭の両立の難しさというのを本当に感じさせられています。ですので、県の施策としてそこら辺をしっかりと取り組んでいただくということを希望するとともに、周知ということが重要になってくると思っています。よろしく願いします。

(会長)

ただいまの委員さんのご発言に対して、事務局から何かありますか。お願いします。

(事務局)

ただいま男女賃金格差についてご意見いただきました。男女の給与格差について令和5年度の賃金構造基本統計調査によりますと、全国で74.8という数字が出されております。本県の状況としては、76.6パーセントという状況で、全国と比べると格差が少ないというふうな状況であることにはなっておりますが、依然として格差が生じているという状況となっております。先ほどもご意見いただきました中に、格差の要因として勤続年数でありますとか管理職の登用など男女差があるというふうなことが背景となっているというようなご意見もいただいております。私共もそのような認識をしております。今後格差を解消するために、そしてまた、今人材不足とかも

言われております女性が継続して働ける職場環境づくり、それから法令の周知とか啓発にしっかり努めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、次の委員さんお願いします。

(委員)

今、産後ケアの方がすごく言われているんですけども、この計画の中でも妊娠期から出産、子育て期まで切れ目ないっていうふうなところで、助産師会の方でも助産師会立の助産所が開設されたばかりなんですけど、今からまた産後ケアが始まるんですけども、お母さん方が産後ケアを利用する場合に減免額というのがあるんですけども、少なくとも2,000円、1回。毎月2,000円払わなければならないし、利用の回数も7回ってというところで、5回目までは減免がありますが、その後は4,500円支払わなければいけないというところで、各県によって違っていると思うんですけども、他のところで聞いたところでは500円だったりというのがあって、すごく利用されているというのを聞いたことがあります。そういう意味では、全県的にお母さんへの減免額というのを増やしていただいて、少しでも利用可能にするということと、それと、実際病院から退院されて本当はすぐに利用したいっていう方もいらっしゃると思うんですけども、その手続き上やはり1週間2週間かかるっていうことがありますので、そのあたりのシステムのなところも少しまた考えていただけたらと思います。以上です。

(会長)

ただいまの委員さんのご発言に対して何かお答えすることがあれば。

(事務局)

先ほどご質問いただきました産後ケアについてですけども、県としましても大変重要と認識しておりまして、利用拡大していくためにどういったことが課題であるか把握するために、今年度、妊産婦の方を対象とした、産前産後のニーズ調査を今ちょうど実施しているところです。その調査結果というのも踏まえて、今後どういったことができるか考えていけたらというふうに考えております。ご意見ありがとうございました。

(会長)

それでは、次の委員さんお願いします。

(委員)

資料4の第5次の計画の成果目標の進捗状況で、先ほど事務局の方からそれぞれたくさんある

んですけど、概ね順調に進んでます的な説明をしていただいたと思うんですけども、この番号で言いますと、2ページ目の27番の男女の地位が平等だと思う人の割合っていうところで、6分野の平均っていうところではあるかなとは思んですけども、現況2021年度から2023年度が1パーセントちょっとくらいしかというところで、目標値50パーセントに対してこのままではなかなか達成できないのかなというところがあるかなと思います。もう一つ、この1つ前の第4次の計画をちらっと見てきたんですけど、そのときの現況値なんで、今から7～8年前とかっていうところで、ここは27パーセントくらいだったかなというところなんで、ほとんど誤差程度でそこは増えてないのかなというような話かと思っています。この第5次の計画を立てるときにお話しさせてもらったんですけども、ジェンダー平等の実現が進んでいるかというところの一つの指標として、ここの項目が高くなっているかどうかというのが一つの指標かなというところがあって、たぶん、この計画を立てるときに別の委員さんが、目標値50パーセントに対して、計画の内容、他の施策、目標に対してやっていって進んでいけば、ここは達成できるんですかみたいなどころを意見として聞いていたかなと思うんで、その途中経過ではあるんですけど、なかなかあまり進んでいないのかなあというところかなと思います。で、結局、何が言いたいかと言いますと、概ね達成できてるところと達成できてないところは、ある程度把握はできているかなあというところはあるかなと思うんですけど、先ほど他の委員さんからもお話があった男性の育児休業のところであったりとか、女性の家庭と仕事の両立の難しさであったりというところで、結局、男性と女性の家事とか子育てというところの平等感というところがまだまだかなり差が大きいというところが、そのギャップというところが小さくなってないというところが大きな課題なのかなというところは、以前からお話しさせてもらってるところかなと思ってます。ただ、この中で男性の育児休業の取得率を事務局の方からもお話あったんですけども、2023年度で30パーセント超えてきて、国の目標で2025年で50パーセントという目標があって、このままいくと達成できるだろうと。で、県の調査でも目標30パーセントのところ30パーセント超えてるんで、男性育児休業取得率でいきますと、目標に対して達成できそうというところは見えてるかなというところなんですけども、じゃ、2025年度の地方公務員の80パーセントはどうなのかであったりとか、以前から言ってるんですけど育児休業を取得することが目標ではないので、取得して実際に産後とか子育てとか家事とかっていう関わりをいかにして、今後の子育てっていうところで男性の意識がより高まっていくかっていうところは重要になってくると思いますので、その意識が変わるような取組っていうのをさらに力を入れていただきたいかなと改めて意見として言わせていただこうかなと思いました。お願いします。

(会長)

ただいまの委員さんからのご発言に対して、何か事務局の方からお答えすることがあればお願いします。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。男女の地位が平等だと思っている人の割合、これは、この計画の中でも重要な指標だと考えております。この計画の8ページにですね、男女の地位の平等感ということで、分野ごとにグラフにしたものがございます。それを平均したものが24.7パーセントという形になっております。これを見ていただきますと、例えば学校教育の場とかであれば、平等だと思える人が非常に多くて、一方で社会通念とか慣習とか、政治の分野とかいうところで非常に低くなっていくということがあります。ですので、どこに重点的に力を入れてやっていかなければならないかと、こういうのを見てもわかるのかなと考えております。ただ、政治の分野というところと行政としてなかなか難しいような分野もございまして、ただ、さっき言っていただきましたような家庭生活の分野とかそういう分野で平等感が高めていけるような取組を今もしておりますし、これからも力を入れていけるとお思いますので、こういうのを見ながら、また重点的に政策を打っていくところを考えたいなと考えております。以上でございます。

(会長)

それでは、次の委員さんをお願いします。

(委員)

今までのご発言の中でも少し重複しているかと思うんですけども、資料4の第5次の基本計画の中で、2023年度末の現状値に対して、概ね2026年度の目標値が高く、多くの項目がなっているかと思うんですけど、1番と5番と9番と17番が2023年度の現状値に対して目標値が下がっている理由を1つ教えていただきたいというのが1点目です。2点目ですけども、細かいところで申し訳ないんですが、資料5のところの1ページ目の施策でいうと4番目、建設業者の格付けにおける女性職員の雇用に取り組む事業評価の実施。なぜ建設業者だけに限定なさっておいでなのかというのをちょっと教えていただければというふうに思います。勝手な想像ですけど、公共事業に対する発注ということに関して格付けをして、それでもってそういった企業に対して優先的に発注するっていうようなことなのかなと勝手に思いますけど、公共事業は建設業だけに限らないと思いますので、いろんな業種に公共事業を発注するという公共の契約はあると思うので、そういう意味では建設業者さんだけではなくて、いろんな業種にこの評価を広げていったらいいんじゃないかなと思うので、そのへんちょっと教えていただければと思います。すみません、2点お願いします。

(会長)

ただいまの委員さんからのご発言に対して、何か事務局の方からお答えすることがあればお願いします。

(事務局)

まず、成果目標の進捗状況についてでございますけれども、目標値に対してすでに現状値が高くなっているということですね、これについては結果としてすでに目標値を超えてしまったというところですので、目標値をどうしていくかということについては、ちょっとこれはまた検討させていただきたいと考えます。それと、もう一つ公共事業の関係でございますけれども、ご指摘の通り、建設業界の格付けにおける女性職員の雇用の、これはまさに言っていたように建設業における格付けに女性職員の比率というのをを用いているという。このポイントが高ければそれだけアドバンテージがあるという形になります。これを他の業界に広げていくということについては、ちょっとここでお答えするポジションではございませんし、また研究させていただきたいと思っております。担当課の方にはまた伝えておこうと思っておりますのでお願いします。

(会長)

それでは、次の委員さんどなたでも結構です。お願いします。

(委員)

先ほど来出ております男女共同参画の計画の普及啓発に関して、徳島県医師会ではですね、院長や管理者に向けた男女共同参画研修会というのを毎年行っておるんです。コロナで数年なくなりましたが、それは、院長先生や管理者すなわち勤務医の先生を管理する立場の方に、その上の人が、先生たちが男女共同参画を正しく理解していないとだめだということで、研修会を行っておりますが、他の業界あるいは管理者の方に向けたその人のといいますか、特に特化したような研修会というのは、県であるとか各業界であるとかは行われているのでしょうか。それちょっとお尋ねしたいと思います。

もう1点は、ちょっとこれも細かくなってしまうんですが、資料3の27ページ。私自身は産婦人科ですので、不妊症の患者さんも取り扱っているんですが、上から5行目のこのとり応援事業というのがあって、これは非常に良い事業だと思うんですが、不妊症や不育症の検査を補助をしますよということなんですが、実数を見ますとですね、不育症は0件、妊孕性の検査は女性が19件、これは、非常に実態に比べて少ない件数だと思うんですね。今年も、今年度の計画でもちゃんと予算が付いてますが、やっぱり、これに関しては周知啓発あるいはちょっと使いにくかったかなと僕自身思ったんですが、何か改善点とかございますでしょうか。担当の課の方よろしく申し上げます。以上です。

(会長)

ただいまの委員さんからのご発言に対して、事務局からお願いいたします。

(事務局)

まず業界向けの研修の件ですけれども、「あいぽーと」という組織がありまして、人権教育啓発推進センターというのがマリンターミナルの方にあるんですけれども、うちの課の所管でもあるんですけれども、そこでは講師団講師の方がいらして、各分野の人権問題に対する講師をできる人材を揃えておりまして、そこに申し込んでいただいたら、ぴったり合うものがあるかどうかはわかりませんが、女性問題ということで研修ができたりですとか、今ちょっとどんな項目があったかは覚えてないんですけれども、そういうのでお願いされたら職場に行つて講師をすると、人権問題に対する講師をするというようなものもございます。その中でももしかしたら合うものがあるかなというところです。

(委員)

なかなか個人だとやっぱり隅々までいくには時間がかかるから、上の管理の人がまず正しく理解して、最近では男も取るんやな育休とかね、そういうふうなのが広まっていったらいいのかなと思いました。

(事務局)

一般的な周知広報というのもありますし、そういうふうな頼まれて行くのもあるということでございます。

(事務局)

このとり応援事業についてご質問いただきましたので回答させていただきます。このとり応援事業の中でも妊孕性の検査支援事業ということで、昨年度の件数が19件というふうにちょっと少ないんですけれども、昨年度12月から実施したということもありまして、少し件数が少ない状況となっております。また、これまで検査の対象を保険適用外の検査に係る費用としていたんですけれども、今年度、令和6年6月の診療報酬改定によりまして、必須検査としている検査というのが保険適用になるということから、それを機に、検査の実施医療機関など現場のご意見等もお聞きしまして、令和6年6月からは保険適用、適用外にかかわらず、医師が必要と認めた不妊検査費用を対象とするというような形で制度の拡充を行ったところです。それによりまして、実施の件数というのも増えるのではないかとこのように考えております。

(委員)

現時点では、具体的に手応えといういいですか、数字は増えているようですか。

(事務局)

すみません、私も直接の担当ではないっていうところもありまして、今の状況というのが把握はできてないんですけども。

(委員)

うち患者さんでも何名か持って来た方がいらっしやいまして、最近ですね。

(事務局)

引き続きご協力のほどよろしく願いいたします。

(会長)

それでは続きまして、委員さんお願いします。

(委員)

資料5の主要課題7の生涯にわたる健康づくりへの支援についてです。18ページにオーガニックe c o食育活動推進事業というのがありまして、このことについて私が思っていることなんですけれども、今本当に子どもの健康というのが非常に蝕まれておりまして、子ども50人に対して子どもの身体から、尿から農薬がすごく検出されております。それで、これをどういうようにして変えていったらいいかっていうのが、やっぱり有機だと思っんです。それで今、全国オーガニック給食協議会っていうのが昨年発足されまして、それにつきまして私もオンラインで勉強させてもらったんですけども、直接共同参画と関係はないようなんですけれども、本当にこれからの子どもたちについて、非常に大きなオーガニックというのが大切になってくると思うので、お話しさせていただきます。もともとは松山市がグリホサートの小麦を学校で使わないということで、小麦の研究で松山市独特の小麦を作りまして、それでパン給食が始まりまして、そこから全国的に有機っていうことが広がりまして、今、いすみ市が中心となっておりますけれども、そこは本当に子どものことを考えて、お米の作り方を市が全面的に協力して、農家が作り方をえまして、それで給食にお米出しているんですけども、発達障害が給食でだいぶ改善されたっていう話があります。それからその地域が意識が変わったんです、住民の。移住者がいすみ市に増えたっていうこともあります。やっぱりこれから子どもたちの健康を考えるについて、今本当に地球温暖化で子どもたちが大変な状況の中で、少しでも過ごしやすくするために健康に育つために、こういったオーガニックに取り組んでいく必要があるなと思うんです。自分ていうものがどれだけ大切に思っているかっていうのは、食ていうものも根底には関わっていると思うんです。食べるものが自分を支えているていうのもあると思うんです。それで、このオーガニックについて、徳島県ではまだ小麦、自分の特産地としての小麦ていうのはしてないんですけども、全国的に今そういったことに自治体がたくさん取り組んでおりますので、徳島県としてもこういった小麦について考えていただき

たいなと思うのか1つです。それはなぜかって言うと、今グリホサートの小麦が、皆さん平気でパンとして召し上がってらっしゃいますけれども、それでなくて、徳島県で作った小麦を食べて、グリホサートの入ってないパンを食べれる。それから、よそでは麦とか小麦とかそういったものを二毛作で栽培しておりまして、そこで人の健康が変わった、それから地域の力が変わったっていうこともあるんです。やっぱり農業が人の命の源であるっていう観点が私は非常に大事ななと思うんです。それと、地元のものを食べるっていうその身土不二っていう、そのことも大事になってくると思うんです。今回の内容については、よくできていると思うんですけれども、こういったことについて私たちが使い方もあると思うし、県民に広げていけないといけないことでもあると思うんです。それで、勝浦町なんですけれども、困難な問題を抱える支援法については、町長さんにお話しさせていただいて、議会で言うだけでなく、町民からの要望として困難な問題を抱える支援法について、町としてどのような態度でいるのかと、これからどうしていくのかっていうことをお尋ねいたしましたところ、まだ具体時には決まっていなくても、担当課はそこだろうということで、これから考えていくについて、県と協調してしていきたい、私としては、勝浦町という狭い中で相談をしても、それがなかなかできるのかっていう、まず相談を受けるっていうことが町内で難しいと思うので、広域としてそういったことをしていただきたいなということだけは申し上げました。本当にとりとめのない話ですけど、まだまだ市町村が、田舎で勝浦町なんかは特に問題がありませんので、そんなに前向きに言うよりは、そろそろかなっていう状況のところ多少歯がゆい思いはあるんですけれども、勝浦町の広報なんかにもそういったことも載せておりますので、町民が少しずつでもわかってもらえるような方向に向いているのではないかと考えております。以上です。

(会長)

ただいまの委員さんからのご発言に対して、何か事務局からございますか。

(事務局)

困難女性については、市町村と連携しながらしっかり取り組んでいきたいと思っておりますし、また、勝浦町の方にもお願いしながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(会長)

それでは委員さんお願いします。

(委員)

私の方からは、災害支援についてです。計画の中では資料5にあります、21ページにあります男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立についてということでお示しいただいておりますが、今年1月に起きました能登半島地震での避難所運営について、様々な報告を読ませていただい

ております。その中で、避難所での女性の活躍が際立っていたとの印象を持たれた方もおいでますし、また、別の避難所におきましては、やはり高齢者の世話、また3度の食事作り、掃除、備品の管理など全部私たち女性がやっていた。気力体力もう限界だったという話もありますし、家事に相当する仕事は、女性の役割という無言の圧力があったというふうなお話も、今までも、過去の災害の時も繰り返されてきた課題であると思います。今後、徳島県におきましてもいつ起こるかもわからない、こういった災害の時の避難所運営がスムーズにできるように、男女関係なく自分ができるような役割を自分で選んで、その力が発揮できるような避難所運営のあり方を、考えていってほしいなと思っております。今ちょうど意識が高まっている良いタイミングでないかなとは思っておりますので、またよろしく願いいたします。以上です。

(会長)

ただいまの委員さんからのご発言に対して、何かお答えすることがあればお願いします。

(事務局)

男女共同参画の視点に立った避難所運営ということで、これ非常に重要なこととして、県の地域防災計画の中には、各市町村はそういう視点で避難所運営しなければいけないものとするということですね、明記もされておりますし、それについてですね、県の方が市町村の担当課が集まるときは、必ず年一回ですね、避難所運営についてこういう視点で取り組んでくださいというお話を国からのお話もありますし、それも含めて伝えるようにしております。そういう取組により、男女共同参画の視点に立って行われるようになっていくのかなと考えております。

(会長)

それでは続きまして、委員さんお願いします。

(委員)

よりそいの樹についてです。数年前に鳴り物入りで開始した事業なのかなと思っているんですけど、弁護士界限ではあまり機能してないんじゃないのっていうふうに言われております。て言うのは、法律相談が全然来ません。私も受けたことがこの数年で1回あったかなっていうくらいです。それで、資料3の17ページを見ましたら、性暴力、性犯罪、AV出演者なにがしみたいな(2)と書いてあるところの相談件数154件で、公費負担実施件数11件というふうになっております。多分医療費等の公費負担実施件数の中に法律相談とか、あとカウンセリングとか、緊急避妊とか性感染症の検査とかも入ってるんですけど、たった11件っていう感じがします。相談件数154件もあるのに、11件っていう感じがします。あとの人とは電話で終わりなんですかね。もうちょっとうち、予算も付いてるでしょうし、制度として使いやすく、もっとこういう公費負担があるようなサービスを受けられる人が増えてもいいんじゃないかなというふうに思いました。

(会長)

ありがとうございます。ただいまの委員さんからののご発言に対して、今日せっかく中央、南部、西部のこども女性相談センターの方たちがいらしてるので、どなたからでも結構です。ご発言をお願いします。

(事務局)

ただいまご発言があったように、実際によりその樹にはご相談ありまして、必要な方には法律相談、またカウンセリングもご案内しております。ただ、選択していくのがご本人様になって参りますので、すべての方が法律相談に、またカウンセリングにというふうな形にもなっておりませんし、もちろんこちらとしては、医療機関の方にとお勧めしても、なかなかご本人様の意思を尊重しながらというふうなところになっておりますので、利用につながらない場合もございます。よりその樹の相談、実際にここにも書いてあるように154件とございますが、すべてがすべてこちらにかかってくる電話が性暴力被害というふうな部分でもないところもございますので、必要な方にはこれからも継続してご案内はしていこうと思っております。以上です。

(会長)

それでは、委員さんをお願いします。

(副会長)

徳島大学では、今年度、アンコンシャスバイアス解消のためのセミナーをして、そのあとアンケートもしようという計画をしておりますが、徳島県でも啓発動画の配信を行っているとなっておりますが、この動画を使った事例とか、例えば県庁の中でセミナーをしたというようなご経験とか資料がございましたらお教えいただきたいです。

(事務局)

この計画の中にも、県のアンコンシャスバイアスの動画については、計画の中にもQRコードを付けて、これ見たらわかりますよっていうのがあって、組織編とか家庭編とか進路選択編とかで作成してございます。これ、広く皆さんに使ってくださってお願いしてるんですけども、実際にどの職場でどれだけの研修をしたかっていうのは統計としてはちょっと取ってないんですが、皆さんに使ってくださってというお願いをしています。一方、市町村にも全く著作権フリーで使えるので使ってくださいというお話をしたらですね、確か、阿南市だったかと思うんですけど、計画の中にちゃんと入れていただいて、市民の方にも周知して下さったりですとかですね、そういう取組をしているところもございますので、使われていることは使われているかなというふうに思っております。

(委員)

最後にお願いしたいんですけど、徳島県におきまして、女性の社長と男性の社長で、所得の差がどうなっているか、女性の社長のところは案外できていると思うんです。男性社長のところは格差があると。こういうのをちょっと調査をしてもらいたいなと思います。

(事務局)

ちょっとここでするしないをすぐにお答えすることはできないんですけども、また担当課と相談させていただきたいと思います。

(会長)

私が最初、男女共同参画会議の委員になりました頃に、ちょうどバックラッシュという嵐が吹き荒れまして、ご承知のように男女共同参画基本法が通ったのは1999年の6月23日。ちょうど国旗国歌法案と抱き合わせだったので、保守系の人たちは国旗国歌法案の方に目が向いていて、すっと通るんですね。その後ですね、これはちょっと問題があるんじゃないかといって、男女共同参画とか、あるいはフェミニズム的な問題に対して非常に批判的な動きがあったんですが、それから考えてみるとよくぞここまで来たもんだと思います。たまたま毎朝「虎に翼」という朝ドラを見てまして、女性の3人の方が初めて司法試験に合格して、その中の1人の方にスポットを当てたドラマなんですけど、非常によくできていると思います。例えば、彼女が地方に赴任をしたときに韓国人の方が被告になっている。そういうふうな場面が描かれていて、最初一緒に大学で勉強していた中に韓国人の女性が一人入っていて、その女性が主人公を助けてくれるという設定になっています。だから、男女共同参画という視点なんだけれども、そこにマイノリティとして外国人の人からの視線が入っているということ。それから今週驚きましたが、おそらく吉田恵里香さんという若い作家さんが書いているからだと思うんですが、男性同士がカップルになっているという場面が出てきます。その当時にそういう視線があったのかどうかはわかりませんが、世の中全体に対してそういう人たちがいても不思議でないですよということを問い掛けています。また、今週は、結婚するに当たってどちらかの姓にしなければいけないという夫婦別姓のことに関して、いわゆる問題提起がなされている。このような視点がNHKの朝の番組でさりげなく取り上げられているということは、やっぱりこの男女共同参画に関して先達の人たちがこつこつと努力されてこられてきたことが社会的に認知をされてきているのではないかと思います。

それから、先ほどの委員さんからのご発言にありました、アベサダヲという俳優が主演をしていたテレビ番組「不適切にもほどがある」で、昔はこんなの平気だった、でも今はアウトという行動や発言が多く取り上げられています。特に問題なのは団塊の世代、私もその最後なんですけど、昔、親からも自分の母親からもそういう教育を受けてきたし、学校教育の中でも自然にすり込まれているものがあって、なかなか直らないってところがあると思うんですね。人間の意識ですから変えるのには時間がかかると思いますが、やっぱり「本基本計画」のような基本となるものが必要

だと思ひます。この基本計画による地道な各種事業をしていくことによって、少しずつでも理想に向かっているんじゃないかというふうには考へております。それでは、事務局の方にマイクを渡したいと思ひます。

3 議事(3) その他については、特になし。